

発第406号  
令和5年7月25日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

現金関連取引専用当座勘定の開設を可能とすることに伴う  
「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」の一部改正について

現金流通の一層の円滑化に資する観点から、当座預金取引先が通常の当座勘定の勘定店以外の日本銀行本支店との間で現金関連取引を行うための「現金関連取引専用当座勘定」を開設することが可能となったことに伴い、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」を別紙のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

— 改正後の細則につきましては、本日、本ホームページに掲載しています。

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」  
中一部改正

- 2. (5) イ. を横線のとおり改める。

2. 現金の受入

(5) 受入手続

イ. 取引先は、現金の受入に当たっては、午後3時までに、必要な人員および車両を勘定店に到達させるとともに、当座勘定入金票（帳）および入金内訳（銀行券）、入金内訳（貨幣・通常貨）または入金内訳（貨幣・記念貨）を勘定店の所定の窓口に提出してください。

入金内訳（銀行券）、入金内訳（貨幣・通常貨）または入金内訳（貨幣・記念貨）の記入に当たっては、以下の事項に留意してください。

- ・
  - ・
  - ・
  - ・
- } 略（不変）

- ・ 現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には、「コード番号<7桁>・取引先名」欄に、取引先の金融機関等店舗コードおよび名称に加え、【○○店管下】（○○店は勘定店名）を記入してください。

- ・
  - ・
  - ・
- } 略（不変）

- 3. (4) イ. を横線のとおり改める。

### 3. 現金の払出

#### (4) 払出手続

イ. 取引先は、現金の払出に当たっては、午後3時までに、必要な人員および車両を勘定店に到達させるとともに、当座小切手（ただし、オンライン払戻請求による場合は当座勘定払戻確認情報記入票）および支払金内訳を勘定店の所定の窓口に提出し、番号札を受領してください。

支払金内訳の記入に当たっては、以下の事項に留意してください。

- ・
  - ・
  - ・
  - ・
- 略（不変）

- ・ 現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には、「コード番号<7桁>・取引先名」欄に、取引先の金融機関等店舗コードおよび名称に加え、【○○店管下】（○○店は勘定店名）を記入してください。
- ・ 略（不変）